

令和5年度あきる野市社会福祉法人指導監査結果

令和5年度にあきる野市長が所轄庁となる社会福祉法人のうち4法人に対して実施した指導監査の結果及び主な指摘事項は次のとおりです。

1 指導監査実施法人

No	法人名	主に経営する事業等	実施日
1	社会福祉法人 金木星の会	障害者支援施設 金木星の郷	令和5年11月 8日
2	社会福祉法人 富士の会	軽費老人ホーム あきる野ケアハウス	令和5年12月13日
3	社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会	あきる野市社協ケアセンター	令和6年 2月16日
	社会福祉法人 菅生会	特別養護老人ホームほたるの郷	令和6年 3月14日

2 主な文書指摘及び口頭指摘の内訳

	文書指摘	口頭指摘
運営管理	7	11
会計経理	3	13
合計	10	24

※文書指摘：関係法令に違反している事項 ※口頭指摘：関係法令に違反しているがその程度が軽微な事項、又は改善中の事項

3 主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容	根拠法令等	件数
会計処理	・契約及び会計経理に関する記録を適正に作成・徴収すること ・理事等が経営する法人への業務委託契約について、具体的な内容等を明らかにすること ・共通する支出（費用）を合理的な基準により配分すること ・貸借対照表を適切に作成すること	・指導監査実施要綱Ⅲ-3-（2）-1 ・社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について 1-（4） ・社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて 1-（4）	8
評議員会及び理事会の招集・運営	・評議員会の招集通知が期限までに発出されていなかったのを、是正すること ・理事長及び業務執行理事は、理事会において職務執行に関する報告を適切に行うこと	・社会福祉法第 40 条、第 44 条、第 45 条の 14 第 1 項・第 9 項 - 指導監査実施要綱 I-3-（1）-2、I-4-（3）-1、I-6-（1）-1、I-6-（2）-1	7
評議員、理事及び監事の選任	・理事、監事及び評議員の選任手続において、各候補者が欠格事由等に該当しないことを適切に確認すること ・監事の選任に関する議案を評議員会に提出する際は、監事の過半数の同意を得ること	・社会福祉法第 40 条、第 44 条、第 38 条、第 39 条、 ・指導監査実施要綱 I-3-（1）-1、2、I-4-（3）-1、2 第 40 条、第 44 条	6

※根拠法令等は次のとおり略称して表記しています。

「法」＝社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)

「指導監査実施要綱」＝社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 7 号、社援発 0427 第 1 号老発 0427 第 1 号（最終改正：令和 4 年 3 月 14 日））

「会計省令」＝社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）